東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 9月26日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 9月26日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 1 件

NO	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	タービン建屋換気空調系給気処理装置入口二重扉において、操作ハンドルと軸を連結している固定用ボルトの折損が認められたため、点検・修理。 なお、扉の開閉は可能。	GⅢ	